

2019 年度事業計画書

自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「本協会」という。）2019 年度事業計画を次のとおり策定する。

I. 事業

本協会の目的を達成するため、次の事業を実施する。

1. 公益事業

- (1) 柔道整復師専科教員認定講習会を実施し、柔道整復師の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
 - ①柔道整復教育の資質の向上と計画性のある教員養成を図るため、厚生労働大臣が指定する柔道整復師専科教員認定講習会を東京都、大阪府及び北海道で実施する。

- (2) 研修会の実施を通じて柔道整復に関する知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
 - ①教員の資質の向上を図るため第61回教員研修会を宮城県で実施する。
 - ②「柔道整復師臨床実習指導者講習会」の開催指針に基づいた実施内容を作成し、厚生労働省の認可を受けて講習会を開催する。
 - ③その他教員等の資質向上のための調査研究を実施する。

- (3) 教員研修会の発表者に対し研究助成を行うことを通じて知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
 - ①教員研修会の質の向上のため、教員研修会発表に必要な研究に対する助成を実施する。

- (4) 柔道大会の開催を通じて柔道整復に関する知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
 - ①柔道整復師の基本理念である柔道の発展向上を期し、試合を通じて、全国柔道整復師養成施設の親和と協調を図るとともに、地域住民等に対し健康柔（やわら）体操を教授・普及し、もって国民の健康や体育増進を図るた

め第5 2回柔道大会を東京都で実施する。

(5) 柔道整復に関する広報活動を通じて柔道整復の普及啓発を目的とする事業

①柔道整復師を広く周知し、質の高い柔道整復師の養成を図り、国民の保健衛生の向上に寄与するため、パンフレット「柔道整復師の世界」及び「柔道整復師養成専門学校 卒業生のキャリア」を作成する。

②国民に広く柔道整復師を周知するためにホームページを充実整備し、広く情報提供を実施する。

(6) 調査研究活動の実施を通じて柔道整復に関する実態を把握し、学校教育の向上に寄与する事業

①入学生の動向等に関する調査分析を実施する。

②柔道整復師コアカリキュラムの確立を行う。

(7) その他

①(公財)柔道整復研修試験財団の柔道整復師国家試験改善、及び職業実践専門課程としての柔道整復師養成課程第三者評価事業推進、並びに卒後研修体制促進のための方策検討に参画する。

2. 収益事業

(1) 柔道整復に関する教科書監修事業

①教科書、参考書等の内容検討、改訂等を実施する。

3. 会員相互扶助事業

(1) 表彰活動を通じて柔道整復に関する普及啓発を行う事業

①優秀学生の表彰

各学校別に特に優秀な学生に対し、その努力を讃え、学生の士気向上を図るため本協会会長から表彰する。

②懸賞論文の実施

柔道整復師のあり方について対外的なメッセージ発信の一助とすると共に、会員校教職員における研究開発能力向上を図るため、懸賞論文事業を実施することとし、2019年度はこのための検討を開始する。

(2) 機関誌の発行を通じて柔道整復に関する普及啓発を行う事業

- ①会員校等の相互の情報の共有を図るとともに、柔道整復師に関する知識を広く周知するため、「会報」を年間4回発行する。

(3) その他の会員相互扶助事業

- ①会員校の教職員を対象に、知識の普及啓発と技術の向上に寄与する研修を実施する。
- ②会員校の中途廃止等により学生生徒の勉学に支障を生じないよう転入学等の経費に関する基金の創設を検討する。

4. その他

- ①事業推進のために関係行政機関との連携を密にし、(公財)柔道整復研修試験財団、(一社)日本柔道整復接骨医学会、(公社)日本柔道整復師会のほか、教育団体及び関係業団体との情報交換を密に行い、より一層の相互協力・連携強化を図る。
- ②その他本協会の目的達成のために必要な事業を実施する。

II. 会議等

本協会の会務執行に関する運営上の審議、協議機関及び本協会長の諮問、建議機関等は次のとおりとする。

1. 通常総会 2019年6月に開催する。
2. 臨時総会 必要に応じて開催する。
3. 理事会 原則として年10回開催する。
4. 委員会 次の委員会は各委員会の事業計画等に基づき開催する。

(1) 教員研修等委員会

- (2) 教科書委員会
 - (3) 制度委員会
 - (4) 柔道委員会
 - (5) 専科教員認定講習会運営委員会
 - (6) 専科教員認定講習会試験委員会
 - (7) 広報委員会
 - (8) 助成事業検討等委員会
 - (9) コアカリキュラム検討委員会
5. 会員協議会 必要に応じて開催する。

－ 以上 －